２　生徒心得

生徒は常に岐阜北高生として、より良い伝統の継承と発展に努めてほしい。本校の教育目標および明確化されたスクール・ポリシー「荒野をひらく探究人」を踏まえ、「法的責任」、「社会通念上の必要性」、「人格的自律」を必要最低限の判断基準とし、以下のように生徒心得（校則）を定める。

また、校内外での生活、身だしなみに関する細目は、申し合わせ事項として別に定める。

１　校内外の生活について

以下の３点について、自覚と誇りをもって校内外の生活を送る。

（１）高い志とグローバルな視野を持ち、自身の未来を自らの手で切り拓く岐阜北高生
（２）地域社会の持続可能な発展に貢献できるたくましい実践力を備えた人間性豊かな岐阜北高生
（３）倫理観と規範意識に基づく社会性と他者を思いやる心に富む岐阜北高生

以下の 3 点を禁止事項とする。これらの行為を行った者は、岐阜県立岐阜北高等学校学則 第 6 章 第 31 条 の対象となることがある。

（１）法令および条例等によって禁止されている行為
（２）人権を侵害する行為
（３）授業や学校行事の忌避等、岐阜北高生としての本分に反した行為

２　制服について

制服や校章（バッチ）は、岐阜北高生の身分を保証し、学校内外における安全安心を保障するものであるともに、帰属意識・規範意識の醸成に役立ち、生徒集団間に共同体意識やより良い関係をもたらすものである。生徒はそのことを自覚し、常に品性ある着こなしをする。

（１）詰め襟型制服
　ア　黒無地の標準型学生服とする。詰め襟で所定の金ボタンをつけ、左襟に所定の校章（バッチ）をつける。
　イ　夏の服装は、半袖あるいは長袖の白無地開襟シャツまたはカッターシャツとする。
　　シャツの裾は、ズボンの中に入れる。

冬服

夏服

（2）ジャケット型制服

ア　学校指定のジャケットとする。
　　左ラペル（ジャケットの左襟）に所定の校章（バッチ）をつける。

イ　ブラウス・カッターシャツは、白の無地でギャザー等の装飾のないものとする。
　　襟は丸襟、前開きで、ボタンは白色とする。

ウ　スカートは、学校指定のものとする。丈は膝頭下部から下とする。

エ　スラックスは学校指定のものとする。必要に応じて着用することができる。

オ　リボンは学校指定のものとする。

カ　ベストは学校指定のものとする。必要に応じて着用することができる。

キ　夏の服装は、半袖あるいは長袖の白無地で、ギャザー等の装飾のないブラウスまたはカッターシャツとする。シャツの裾は、スカートまたはスラックスの中に入れる。

ク　合服として、学校指定のベストのみの着用を認める。

3　改正または廃止の手続きについて

生徒心得および申し合わせ事項は、時代の進展や運用する中で生じる不都合等を踏まえ、不断の見直しを進める必要がある。それらの内容は、本校の教育目標および明確化されたスクール・ポリシーを踏まえ、必要かつ合理的範囲であり、かつ憲法、こどもの権利条約、教育基本法、学校教育法等の法的精神を鑑みて正当であるべきである。

学習指導要領が目指す「主体的に社会に参画し、自律して社会生活を営む力」の育成といった教育的観点からも、この改定の手続きは以下の適正な手続きを踏まえて行う。

（1）生徒会は議員を通じて生徒の意見を集約し、生徒議会を招集して改正または廃止の承認を得た後、校長に対しそれらを求めることができる。

（2）校長は、前項の規定に基づく要求があったとき、または見直しが必要となったときは、担当分掌の教員および生徒代表からなる「検討委員会」等を立ち上げる。

（3）検討委員会は、適切な方法（アンケート等）で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、検討結果を校長や学校運営協議会に提案することができる。

（4）学校長は、学校運営協議会での議論を踏まえ、その内容について改定または廃止について決定するものとする

（5）前項の決定にあたっては、議論の経過および決定理由について、生徒および保護者に説明するものとする。

校内外の生活、身だしなみに関する生徒と教職員の申し合わせ事項

１　校内外の生活について

（１）登下校

公共交通機関や公道において、社会の一員として、交通法規・交通マナーを守ることはもちろん、他人への配慮を失わず、迷惑になるような行為は厳に慎む。

また、本校正門前の忠節橋通りは、岐阜市内でも有数の交通量の多い道路である。特に朝夕のラッシュ時には忠節橋北端の忠節橋北交差点、早田大通り交差点は混雑が見られ、岐阜北警察署管内の交通事故多発場所となっている。本校生徒の交通事故も少なくない。常に自他の生命の安全を第一に考え、そして、時間に余裕をもった登下校を心がける。

ア　登下校は原則、徒歩、自転車、あるいは公共交通機関を利用する。
　　やむを得ず自動車で送迎をしてもらう場合、校内への乗り入れは原則禁止とする。
　　交通渋滞の原因となるため、正門や北門付近で乗降車することはできない。学校から少し離れた交通に支障が出ない場所で乗降し、歩いて登下校する。

イ　正門前の道路を横断する場合は、歩道橋または横断歩道を利用する。

ウ　登校時「歩行者」は【正門・北門・東門】を、「自転車」は学校北側道路での事故防止のため【正門および東門】を利用する。
　　下校時「歩行者・自転車」ともに【正門および北門】を利用する。
　　なお、授業時間中に使用可能な門は正門のみとする。

エ　バス停での待機は、他者が通行できる十分な道幅を確保するなど、マナーを守り周囲に迷惑をかけないようにする。

（２）自転車通学　※希望者は、全員、自転車通学が可能

ア　「自転車通学申請カード」は自転車通学希望の有無にかかわらず全員が必要事項を記入し、生徒指導部に提出する。通学経路図については、手書きあるいは地図サイト等をプリントアウトしたものの貼付でも構わない。

イ　利用する自転車は、岐阜県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受ける。また、日頃から各家庭において「日常点検整備」と「定期点検」を実施する。

ウ　自転車保険（自転車利用中の対人賠償事故に備える保険）に加入する。

エ　ヘルメットの着用を推奨する。

※令和４年４月１日施行の岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例において、前項ウは加入義務、エは努力義務となる。

オ　次のような自転車運転は厳に慎む。（岐阜県道路交通法施行規則）
- 傘さし等運転（雨天時は必ずレインコートを着用する）
- 携帯電話、スマートフォンおよびその他の情報端末を利用しながらの運転
- ヘッドホン、イヤホン等を使用しながらの運転（補聴器は除く）
- 二人乗り運転（幼児用座席が装着されたものなどを除く）
- 2 台以上で並進して運転

カ　自転車後部の泥よけに交付されたステッカーを貼付する。

キ　駐輪用スタンドは、原則両足スタンド（直立型）とする。
　　また、後輪にハブステップは付けない。

ク　指定された場所に駐輪し、施錠しておく。

（３）交通事故・不審者に対する対応

交通事故が起きたとき

ア　生命の安全を第一に考えた行動を取り、警察〔110 番〕へ通報する。
　　必要があれば救急〔119 番〕へ通報する。
イ　事故の軽重にかかわらず、必ず事故相手の【名前・電話番号・住所など】を確認するとともに、自分の【名前・電話番号・住所など】を伝える。
ウ　保護者および学校へ連絡する。
エ　「交通事故報告書」を作成する。登校後、生徒指導室に来る。

不審者に遭遇したとき

ア　生命の安全を第一に考えた行動を取る。
イ　危険を感じたら、大声をあげる、迷わず逃げる、防犯ブザーを鳴らす、近くの民家等に逃げ込み助けを求める。
ウ　次の被害者をださないためにも、ためらわず警察〔110 番〕に通報する。
　　特に痴漢被害の場合、すぐに警察に届け出れば、指紋鑑定することができる。
エ　保護者および学校へ連絡する。
オ　「被害報告書」を作成する。登校後、生徒指導室に来る。

（４）四ない運動

生命の安全と事故防止のため、「四ない運動」（免許を取らない、運転をしない、乗せてもらわない、車を買わない）を厳守する。（昭和 57 年に全国高等学校 PTA 連合会が決議）

（５）風紀

ア　学校への訪問者および先生方に対してはもちろん、生徒相互においても互いの人格を尊重し、礼を失しないように努める。
イ　生徒相互において、金品の授受・賃借および物品の売買は行わない。
ウ　携帯電話・スマートフォン・タブレットの使用についてはマナーを守るとともに、情報モラルを遵守する。

（６）所持品

ア　学生証を常に携行し、本校生徒であることを明らかにする。
イ　所持品には記名する。
ウ　必要以上の金銭、その他貴重品は所持しない。やむを得ず持参した場合は、原則、管理は自己の責任において万全を期す。

（７）清潔・整理整頓および校内施設・備品の取扱い

ア　常に校内外清潔・整理整頓に心がける。教室内に貴重品を放置しておかない。
イ　学校の施設、備品は大切に使用し、移転・破損または落書きをしない。
ウ　施設、備品は使用規定および関係職員の指示に従い、その取扱いには十分注意する。

（８）届出を必要とするもの

以下の事項に該当する場合は、直ちにホームルーム担任に一報を入れ、生徒指導室に届け出る。

ア　盗難の被害、所持品および金品の紛失または拾得したとき（遺失物届）
イ　学校の備品、施設設備などを破損したとき（破損届）
ウ　いじめ、SNS 等による誹謗・中傷、暴力、脅迫、恐喝等を受けたとき
エ　理由を問わず、補導を受けたとき
オ　交通違反の指摘を受けたり、交通事故の被害者・加害者になったとき（交通事故報告書）
カ　不審者に遭遇したとき（被害報告書）
キ　学割を必要とするとき（学割交付願）
※担任に申し出て、所定交付用紙に必要事項を記入する。担任、生徒指導部に届け、後日事務室にて交付を受ける。
ク　校外に出る必要があるとき（外出届）
ケ　下宿をする場合（下宿届）
コ　病気その他やむを得ない理由で規定以外の服装をしなければならないとき（異装届）

（９）許可を必要とするもの

以下の事項に該当する場合は、担任あるいは部顧問等の指示を得てから、生徒指導部に届け出て、許可を受ける。

ア　個人・グループの印刷物の刊行・配布・掲示・広告、集会・会合を催すとき
イ　金銭を徴収したり（北高祭は除く）、物品を販売するとき
ウ　署名を集めたり、学校または学年単位でアンケートなどの意見調査を行うとき
エ　校内放送をするとき（内容に応じて、放送部顧問）
オ　火気および危険物を取り扱うとき
カ　寄付行為を行うとき
キ　特別な事情で運転免許を取得する必要がある場合
ク　特別な事情でアルバイトする必要がある場合
※ただし、前項キ・クは、その目的、安全管理、期間、仕事内容等について、保護者とホームルーム担任で十分に検討した上で、所定の様式により生徒指導部に届け出て必ず許可を受ける。

２ 身だしなみについて

服装や頭髪等の身だしなみは、個人の品性や心情、生活態度をあらわすものであり、また、学校生活の雰囲気を創り上げる重要な要素でもある。岐阜北高校は、教育目標にあるとおり「倫理観や規範意識に基づく社会性を育む」場であるため、その場に適切であるかどうか、一般的規範も含めて生徒自らが考え、制服とともに品性を保って着こなして欲しい。

ア　制服と同時に着用する靴、靴下、防寒着等は、<u>制服および全体の品性を損ねることのないよう TPO を自ら判断して選択</u>する。
※防寒着は防寒を目的としたものとする。カーディガンやセーター等の中衣は、制服の袖、裾、襟首から出ない、制服の型を崩さないものとする。

イ　上履は、学校指定のスリッパとする。
ウ　頭髪は清楚にし、不必要な加工（染髪・パーマ等）をしない。
エ　化粧および学校生活に不必要な装飾品等（ネックレス、ピアス、髪飾り《シュシュ等を含む》、マニキュア等）はしない。髪を留めるピン・ゴムは目立たない色で単色に限る。

身だしなみについての Q&A

Q①：制服を着用するするのはどのような場合ですか?

A①：本校の正装は「制服を上下揃いで着用すること」です。したがって、選択制の時期であっても、式典等、学校が指定する日や身分証明書の個人写真撮影の場合等は正装です。

Q②：正装とみなされない服装とはどのようなものですか?

A②：たとえば、以下のような服装は正装とみなしません。
・学生服やジャケットの首元からパーカーのフードを出している。
・制服のスカートの下にジャージ等を着用している。
・選択制の時期に「パーカー＋制服のスラックス」等、制服と私服をミックスで着用している。

Q③：「制服を基本としつつ、季節や状況に応じた選択制」とは具体的にどのようなことですか?

A③：「季節や状況に合わせ、優先すべき安全面や衛生面、健康管理面および各教育活動の目的のために制服の着用よりも機能的かつ合理的と学校が判断したときに、制服以外の服装を生徒が自ら選択できる」ということです。

Q④：選択制になる時期はいつですか?

A④：時期については、その都度学校が判断します。たとえば、以下のような時期が考えられます。
・感染症等防止の宣言が出ている場合
　→　感染防止のため衛生面を優先し、こまめに洗える服装
・降雪や極寒の季節
　→　防寒対策しながら自転車に乗りやすい等、安全面を優先した服装
・猛暑日や酷暑日の季節
　→　健康管理のため、汗をかいても着替えられる白無地のポロシャツ等
・部活動の朝練習や放課後の練習後の登下校
　→　部活動のウエアやジャージ等
・各種学校行事等
　→　目的に合った服装（球技大会や文化祭のクラス T シャツ、遠足や修学旅行での服装）

Q⑤：「品性を保っての着こなし」とはどのようなことですか?

A⑤：正装の場合は、中衣が制服の袖、裾、襟首から出ない、制服の型を崩さないことです。
選択制の時期にどのような服装が学校生活にふさわしいのかは、自分で考え、判断してください。
岐阜北高校の教育目標やスクール・ポリシーを踏まえ、「法的責任」、「社会通念上の必要性」、「人格的自律」が必要最低限の判断基準になります。
なお、ふさわしくないと判断した場合は、教員から生徒に話をします。また、生徒や学校が安全安心であるために、各状況において必要なルールや約束ごとは学校側から示します。
生徒会や生活委員会等が中心となって、「生徒側が示す自主規制等」ができると理想的です。

Q⑥：衣替えの時期は決まっていますか?

A⑥：岐阜県「環境の日」および「環境月間」行事に準じます。ただし、冬服の上着は、その日の気温、体調、学校行事に応じて適宜、着用してください。